公益信託伊勢原ロータリークラブスポーツ振興基金平成二十七年度決算公告

一、事業概要
　一団体及び個人計四名に対し、総額三十万円の奨励金給付事業を行った。
二、財産目録　平成二十八年六月三十日現在
資産合計　九、〇九二、九四四円
負債合計　〇円
正味信託財産　九、〇九二、九四四円
平成二十八年九月九日
東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
公益信託伊勢原ロータリークラブスポーツ振興基金
受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県常陸大宮市下村田一九七番地一、最後の住所茨城県常陸大宮市下村田一九七番地の一
被相続人　亡　引田東海男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年九月九日
茨城県水戸市南町三丁目四番五七号水戸セントラルビル三階
相続財産管理人　弁護士　菅　美由紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県比企郡鳩山町大字大橋八一二番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　福岡　勉
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年九月九日
埼玉県入間市向陽台一―一―二〇　入間駅前プラザ八―七〇四　弁護士法人田島法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田島　遼一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県長生郡長柄町船木三七四番地、最後の住所千葉県長生郡長柄町船木三七四番地
被相続人　亡　黒須　正彦
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年九月九日
千葉県茂原市高師台一丁目一〇番地八
相続財産管理人　諸岡　龍一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市若葉区東寺山町三二二番地、最後の住所千葉市若葉区大宮町九三五番地
被相続人　亡　湯浅　一良
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年九月九日
事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番六号　北野京葉ビル四階　せんのは法律事務所
相続財産管理人　弁護士　広山　相徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県野々市市本町三丁目二五番、最後の住所石川県白山市日向町ホ九〇番地九
被相続人　亡　山下　雅人
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年九月九日
石川県野々市市中林一丁目一一一番地一
相続財産管理人　中村　誠宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市岡一二五五番地、最後の住所長野県上田市上室賀一九番地　室賀の里
被相続人　亡　泉　久雄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年九月九日
事務所長野県上田市中央西二丁目三番一七号　花岡ビル二〇六
相続財産管理人　弁護士　滝澤　修一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県塩尻市大門二番町三八四番地、最後の住所長野県諏訪市湯の脇二丁目一四番五号
被相続人　亡　高砂　幸人
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年九月九日
長野県岡谷市本町二丁目六番三六号
相続財産管理人　弁護士　松村　文夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県東筑摩郡坂北村二六四番地、最後の住所長野県東筑摩郡坂北村二六四番地
被相続人　亡　辰野　宗作
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年九月九日
長野県松本市出川一丁目一二番一一号
相続財産管理人　司法書士　丸山　和志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市熱田区四番一丁目一三番、最後の住所愛知県知多郡東浦町大字石浜字飛山池上四一番地東和荘
被相続人　亡　横井千代子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年九月九日
愛知県東海市大田町寺下九三番地一
相続財産管理人　弁護士　加藤　智希

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市港区波除二丁目一番、最後の住所大阪府東大阪市吉田下島八番四号
被相続人　亡　青木　豊
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年九月九日
大阪市北区西天満五丁目一番三号南森町パークビル六階
相続財産管理人　弁護士　斎藤　英樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県宝塚市御所の前町七五番地、最後の住所兵庫県宝塚市御所の前町五番二〇号
被相続人　亡　下地　昌憲
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年九月九日
兵庫県伊丹市西台一丁目二番一一号Ｃ―三ビル五階　春名・田中法律事務所
相続財産管理人　弁護士　三木　麻鈴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市安浦町三津口一丁目二三二三番地一、最後の住所広島県呉市安浦町三津口三丁目七番七号　被相続人　亡　岡本　重成
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年九月九日
広島県呉市東辰川町一番二〇号
相続財産管理人　久保　浩一

第54期決算公告

平成28年9月9日
山口県山口市道場門前一丁目3―11
株式会社文栄堂
代表取締役　住本　一典

貸借対照表の要旨（平成28年2月29日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	114,138
	固定資産	12,260
	資産合計	**126,398**
負債及び純資産の部	流動負債	92,212
	負債合計	**92,212**
	株主資本	34,185
	資本金	30,000
	利益剰余金	4,185
	その他利益剰余金	4,185
	（うち当期純利益）	(2,527)
	純資産合計	**34,185**
	負債・純資産合計	**126,398**